

(裏)

記載上の注意

- 1 この届出書は、宮城県県税条例第50条の規定に基づく届出を行う場合に使用します。
- 2 フリガナ及び電話番号は、必ず記入してください。
- 3 事業を開始（法人を設立）した場合又は宮城県内に事務所（事業所、支店等）を設置し、新たに納税の義務が生じた場合は次の要領で記載し、その事実が発生してから1月以内に届出を行ってください。
 - (1)「本店等の所在地」、「法人名」、「代表者氏名」の各欄のほか、「1 事業開始（設立）、事務所又は事業所の設置」の各欄に必要な事項を記載してください。
 - (2)「宮城県以外に本店等の所在地がある法人の宮城県内の事務所等」欄は、本店等の所在地が宮城県以外にある法人の場合に、宮城県内の事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (3)「連絡先」欄は、「本店等の所在地」欄に記載した場所以外の場所を申告書等の送付先とする場合に、その所在地を記載してください。
 - (4)「法人税におけるグループ通算制度導入の有無」欄は、有無のいずれかを○で囲んでください。有の場合には、通算親法人の名称及び所在地を記載してください。
 - (5)「申告期限の延長処分の有無」欄は、宮城県内に事務所又は事業所を設置し、新たに納税の義務が生じた法人が、確定申告書について提出期限の延長の承認を受けている場合に、その延長月数を記載してください。

なお、宮城県に主たる事務所がある法人で、新たに確定申告書の提出期限の延長の承認を必要とする場合は、別に届出及び承認申請が必要になります。

- 4 上記3で届出した事項について、異動があつた場合又は解散、清算結了若しくは合併等があつた場合は次の要領で記載し、その事実が発生してから1月以内に届出を行ってください。

- (1)「本店等の所在地」、「法人名」、「代表者氏名」の各欄のほか、「2 異動」、「3 解散、清算結了又は合併等」の各欄に必要な事項を記載してください。
- (2)異動の場合は、「異動事項」欄の該当する項目の番号に○を付し、異動事項及び異動年月日を記入してください。

なお、※の欄は本店等の所在地を変更したときに使用します。

- (3)宮城県内に複数の事務所等があり、そのうち1つ以上を廃止した場合は、廃止した事務所等と存続する事務所等の所在地と名称を記載してください。

- (4)解散又は清算結了の場合は、登記年月日又は清算結了年月日を記載してください。

- 5 その他

休業中の場合でも、均等割の申告・納付は行わなければなりません。

- 6 添付する書類一覧

事業開始（設立）、 事務所等の設置	①定款、寄附行為、規則又は規約の写し ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	提出部数 1通
解散又は清算結了	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書）の写し	
合 併	①存続会社及び解散会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書）の写し ②合併契約書の写し	
その他の異動	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は議事録の写しなど、異動の事実が確認できるもの	